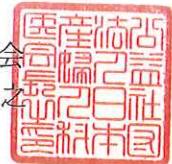


平成 24 年 12 月 21 日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
石井 淳子殿

公益社団法人 日本産婦人科医会
会長 木下 勝之



一般社団法人 日本小児科医会
会長 松平 隆光



公益社団法人 日本助産師会
会長 岡本 喜代子



公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



一般社団法人 日本助産学会
理事長 江藤 宏美



母子健診等の公費助成に関する要望

公益社団法人日本産婦人科医会、一般社団法人日本小児科医会、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人日本看護協会、一般社団法人日本助産学会は、次代を担う子ども達を安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援および女性と子どもの健康支援、特に虐待防止に対する活動を行っております。

産後の母子が心身とも健康に過ごせるように以下の事項について、公費助成に関する要望をいたします。

要 望 事 項

1. 医療機関（病院・診療所・助産所）における産後 1 年以内の母子健診

2. 母子訪問等による育児支援

上記の事項について、産後 1 年間の間に、上記 1. 2. を、それぞれ 3 回、産後 2 週間、1 ヶ月、1 年以内にどこでも、計 6 回利用できるように公費助成を要望する。

* この健診は、現在の健診を少なくしてもよいというものではない。現在の健診に変わるものではなく、健診回数を増やすための要望である。

1. 医療機関（病院・診療所・助産所）における産後1年以内の母子健診

1) 産後2週間健診の必要性

産後は1か月健診で医療者による母子の状態のスクリーニングを行っていますが、1か月健診では遅い状況にあります。在院日数の短縮などから、十分な育児技術を獲得しないまま退院するが多く、育児支援空白期間を埋めるために、産後2週間の健診を実施している医療施設が増加しています。特に、産後うつ病や心のケアを必要とする母親を早期に発見することは、子どもの虐待（図1参照）を未然に防ぐうえで、極めて重要な施策であることから、2週間健診は必須であり、産後2週間の母子健診の推進が求められます。関¹⁾らが実施した調査では、病院514施設、診療所419施設、助産所203施設のうち、産後2週間健診を実施している施設は62.1%と報告されています。

2) 生後2か月からのワクチン開始への指導

ワクチンの開始が生後2か月からになり、予防接種の計画に悩む母親が多い現状があります。その対応として、生後2か月からのワクチン開始への積極的な指導が必要です。

3) 医療者による継続的な支援の必要性

産後1年は子どもの成長が著しく、変化も大きい時期と言えます。母子保健法第13条に則り3、4か月の乳幼児健診が実施され、また、養育支援が必要と判断された家庭に対し養育支援訪問が実施されています。しかし、少子化、育児の孤立化が進む中で、全ての母子に対して継続性のある支援が必要です。

2. 母子訪問等による育児支援

今日では、核家族が多いだけに、産後は、母乳の悩みだけでなく、孤独で、夫婦間や育児を含め、心の悩みを抱えている母親が多くなっています。市町村によっては、おっぱい券（母乳育児支援券）の配布などをして産後ケアに力を入れているところがあります。しかし、この活動は一部のみで、不十分といえ、全国的にこの産後ケアを展開する必要があると考えます。乳房ケアを実施しながら、さまざまな育児の悩みなどに助産師は対応しています。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第8次報告では、心中以外の虐待死事例の実母では、「育児不安」と「養育能力の低さ」が高い割合となっている、と報告されています²⁾。生活の場で母子支援ができる専門職の支援が有効だと考えます。

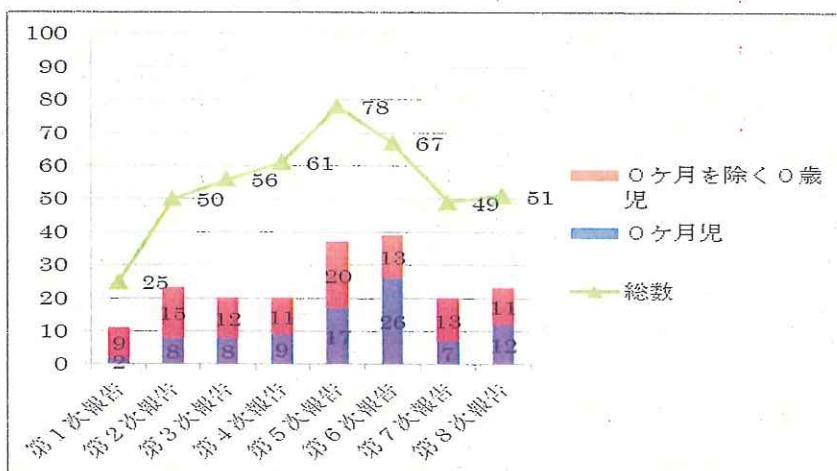


図1 心中以外の虐待死事例数推移 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より作成

参考資料

- 1) 平成23年度児童関連サービス調査等事業報告書「産後の母親の育児支援についての調査研究」、主任研究者関和男、2012.
- 2) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」、2012.